別表第一の一の㈠の表合計の項を次のように改める。

合計	五八八	一、八五三	八八九	二〇、七二三 （一六、一七三）	五、七五二 （二、七二四）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	八二七	一、五一〇	一、〇九〇	一五、九七四 （一二、四二六）	四、三〇二 （二、一二五）

別表第一の一の㈡の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	七一	一、四五四	二八三	九、二九一 （六、六四〇）	二、四八七 （六七〇）

別表第一の一の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	八九八	二、九六四	一、三七三	二五、二六五 （一九、〇六六）	六、七八九 （二、七九五）

別表第一の二の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二六八	三六一	二九五		

別表第一の二の㈠の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一一	二一九	四四		

別表第一の二の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	二七九	五八〇	三三九		

別表第一の二の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	三二七	四五〇	三五六		

別表第一の二の㈡の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二二	四三七	八五		

別表第一の二の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	三三九	八八七	四四一		

別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五五二	七一六			

別表第一の三の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二七〇	五三九			

別表第一の三の表合計の項を次のように改める。

合計	八二二	一、二五五			

附　則

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第百二十八号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月十二日　　文部科学大臣　松野　博一

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五五二	一、一二六	七四六	一三、七八九 （一一、〇〇九）	三、九二一 （二、〇五四）

別表第一の一の㈠の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	三六	七二七	一四三	六、九三四 （五、一六四）	一、八三一 （六七〇）

別表第一の一の㈠の表合計の項を次のように改める。

合計	五八八	一、八五三	八八九	二〇、七二三 （一六、一七三）	五、七五二 （二、七二四）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	八二七	一、五一〇	一、〇九〇	一五、九七四 （一二、四二六）	四、三〇二 （二、一二五）

別表第一の一の㈡の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	七一	一、四五四	二八三	九、二九一 （六、六四〇）	二、四八七 （六七〇）

別表第一の一の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	八九八	二、九六四	一、三七三	二五、二六五 （一九、〇六六）	六、七八九 （二、七九五）

別表第一の二の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二六八	三六一	二九五		

別表第一の二の㈠の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一一	二一九	四四		

別表第一の二の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	二七九	五八〇	三三九		

別表第一の二の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	三二七	四五〇	三五六		

別表第一の二の㈡の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二二	四三七	八五		

別表第一の二の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	三三九	八八七	四四一		